

社会福祉法人慈光会評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈光会（以下「法人」という。）の評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(評議員会出席報酬))

第2条 評議員が委員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が委員会以外の日において、法人業務及び事業運営のために業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 評議員が法人業務のために出張する場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支給することができます。

(改正)

第5条 この規定を改正する必要が生じた場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

- この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表の報酬額は、源泉所得税差し引き後の額とする。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
委員会出席報酬等	5, 000 円	旅費規程別表による

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
業務報酬等	10, 000 円	旅費規程別表による

別表 3

名 称	報 酬	実費弁償費
業務出張等	10, 000 円	旅費規程別表による